

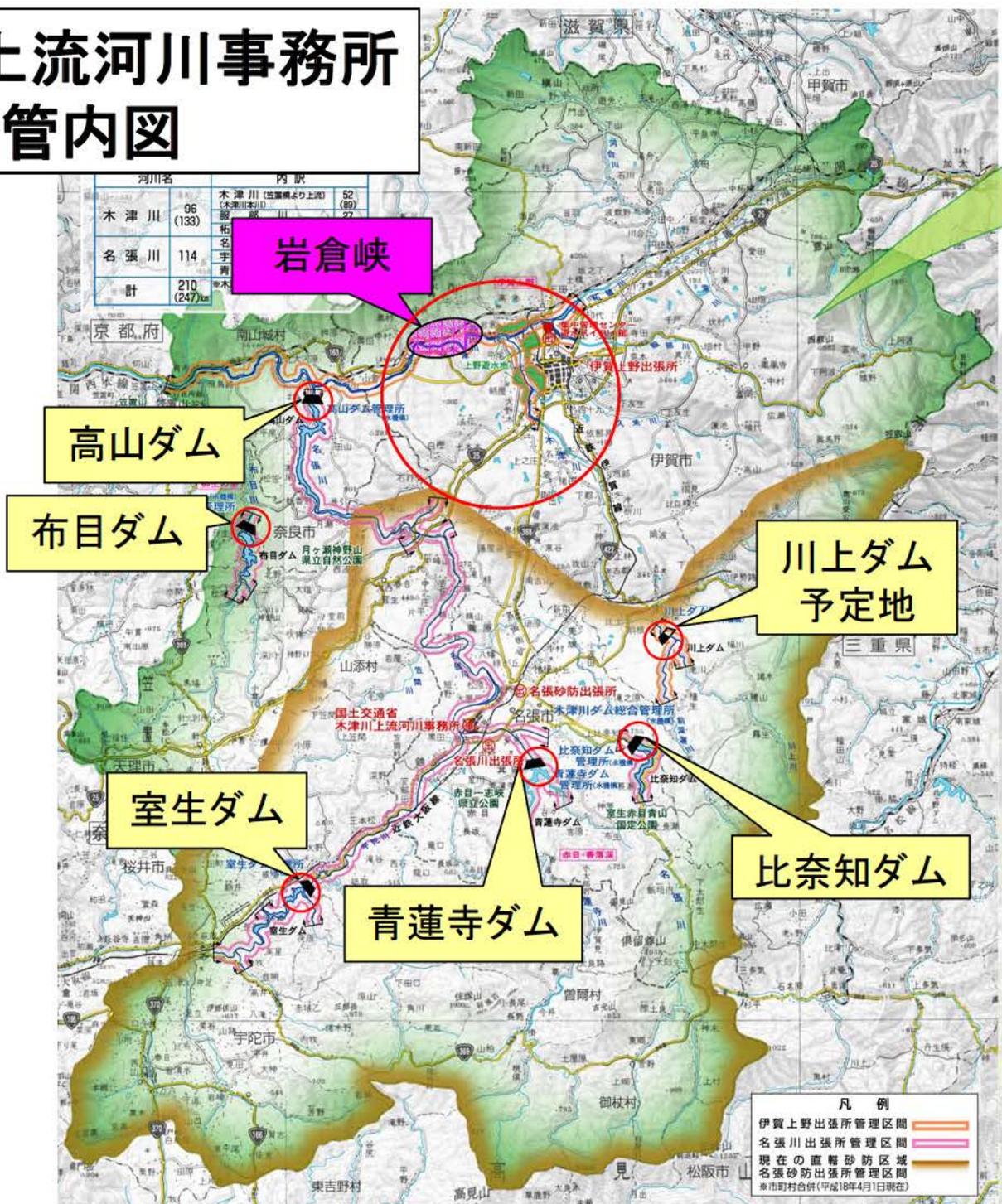
「3.3 水需要管理のソフトソリューションの例題」について

平成18年10月10日

近畿地方整備局

木津川上流河川事務所 管内図

河川名	内 訳
木津川	96 (133)
名張川	114
計	210 (247)



凡 例
 伊賀上野出張所管理区間
 名張川出張所管理区間
 現在の直轄砂防区域
 名張砂防出張所管理区間
 ※市町村合併(平成18年4月1日現在)

地点位置图



= 農業用水の転用について =

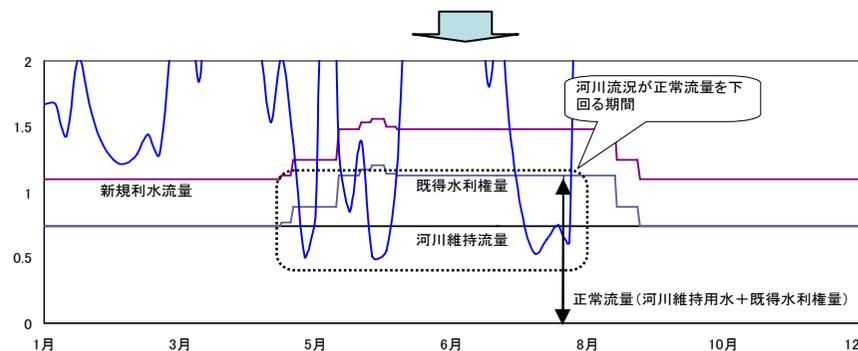
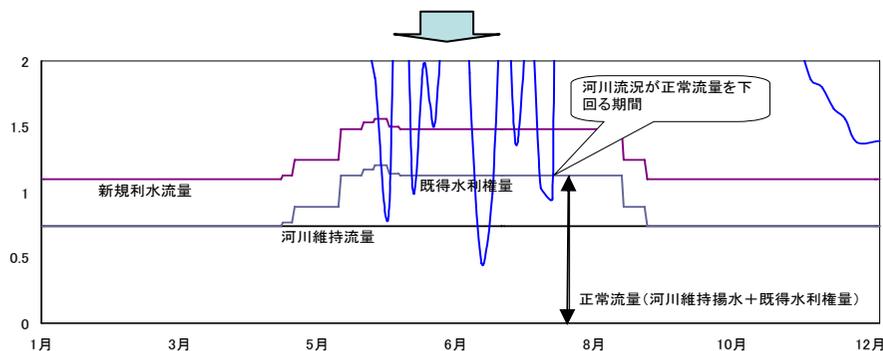
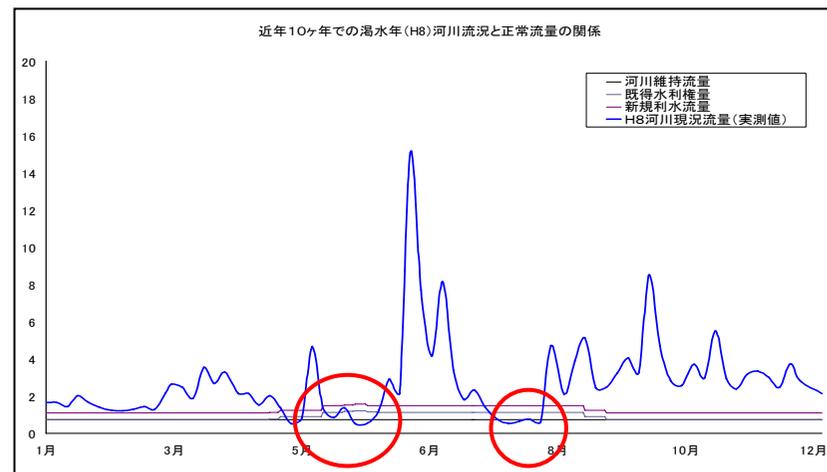
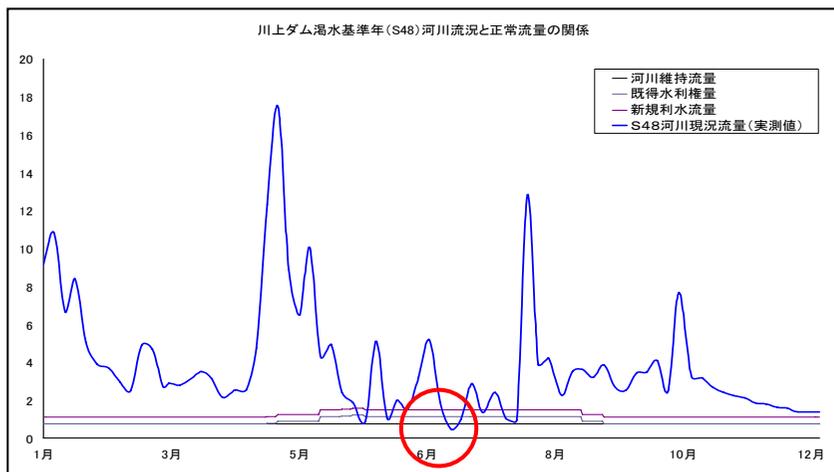
大内地点の河川現況流量と正常流量の関係

- ・河川現況流量(実測値)については、「大内」上流の取水実態及び河川への還元を反映。
- ・大内地点下流の既得水利権量と河川維持流量の両方の確保を行うための、流量が足りない日がある。
- ・河川維持流量をも下回る日がある。

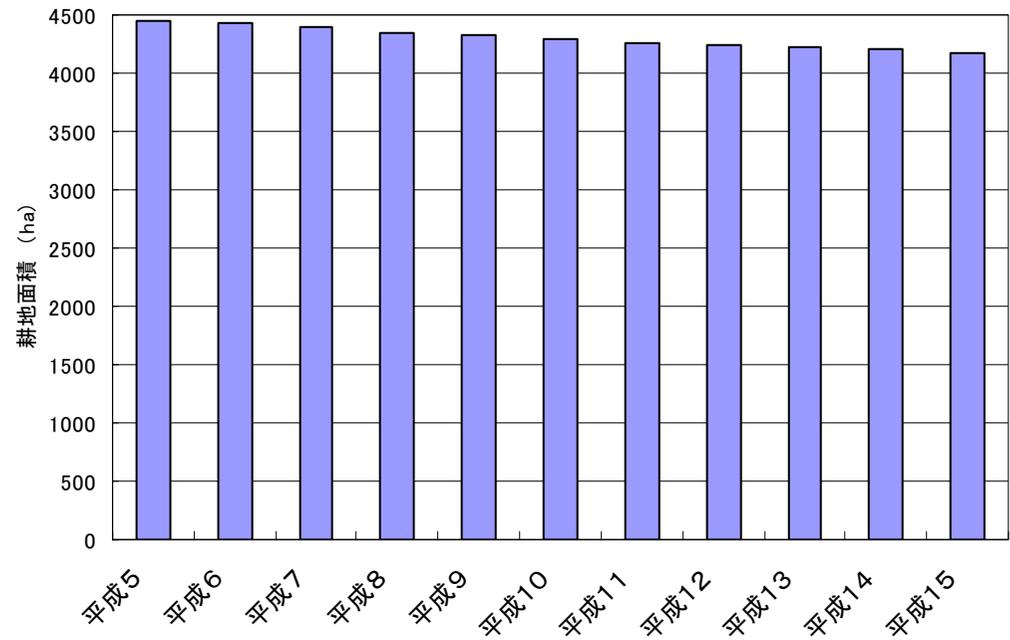
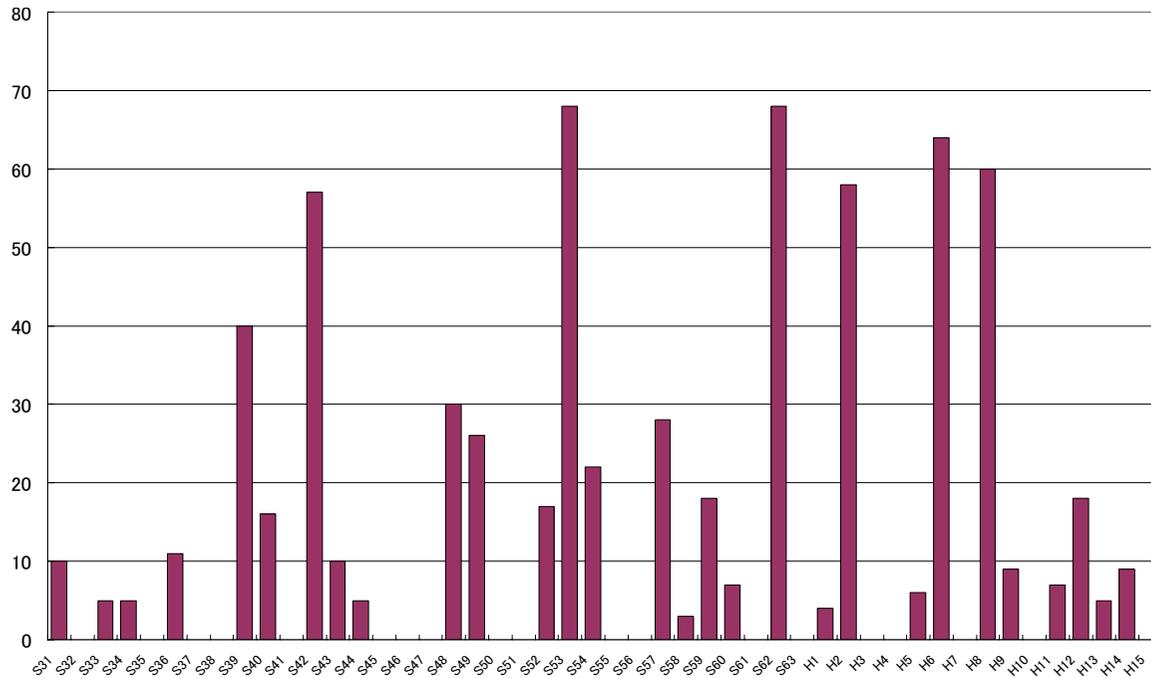
★通年安定取水が必要な都市用水においては自流による取水確保は難しい。
 ★営農形態の大きな変化がない限り農業用水の転用は難しい

上野市の近年の耕地面積の推移

- ・近年の耕地面積の推移については、大幅な変動は見られない。



S31-H15年における河川流況が正常流量を下回る日数



上野市の近年の耕地面積の推移

＝岩倉地点の流量確保について＝

※岩倉地点には、確保すべき流量については定められていない

維持流量を3m³/s確保しようとした場合

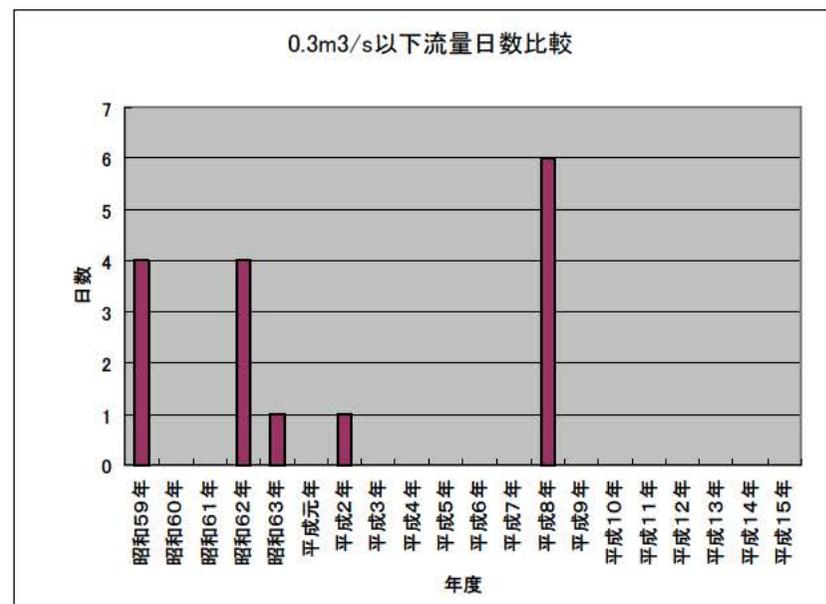
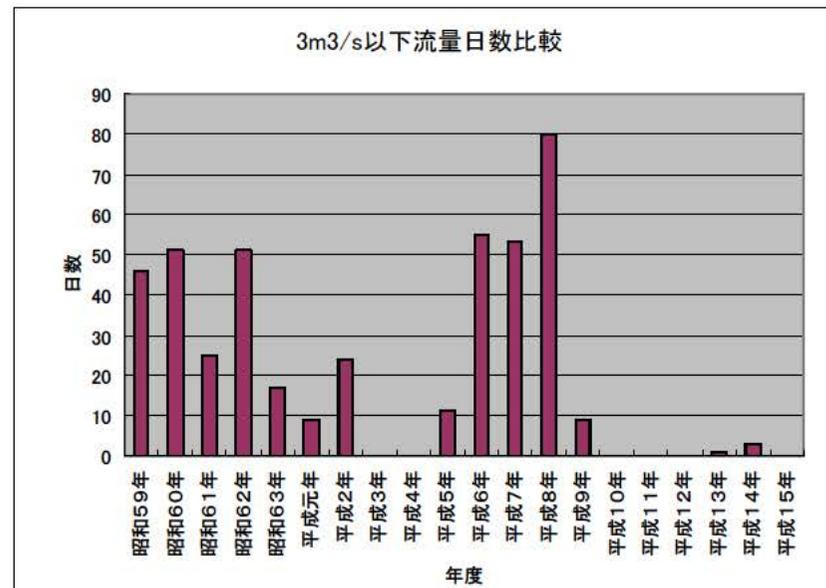
・近年20年間で3m³/s以下となる日数が、2年に1回程度どあり、ほとんどの場合が20日以上不足となり、最大、年間80日に及ぶ年がある。

新規利水流量を0.3m³/s確保しようとした場合

・近年20年間で0.3m³/s以下となる取水できない日数が、4年に1回程度あり、最大、年間6日に及ぶ年がある。



★岩倉地点より上流域においては、新たな水源なしには、現在の取水量以上には、安定した取水は不可能である。



=水融通について=

河川法第53条

異常な渇水により許可に係る水利使用が困難となり、又は困難とおそれがある場合においては、水利使用の許可を受けた者(以下この款において「水利使用者」という。)は相互にその水利使用の調整について必要な協議を行うよう努めなければならない。

<河川管理者の考え方>

- 河川管理者としては、安定した取水が水利権を付与する条件
- 自流あるいはダム等の水源を担保として水利権を確保している者の間で渇水時に調整を行う



- ★安定した水源を持たない者が渇水時だけ融通してもらおうということを含んでいるものではない。
- ★渇水時のみの水融通を前提とした水利権の付与はできない。

※渇水時には比奈知ダムにおいても同様に渇水となっており、実質的にも、融通できない可能性が高い。